

山武市と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

山武市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 地域の安全・安心に関すること
- (3) 教育・文化・スポーツに関すること
- (4) 環境保全に関すること
- (5) 産業、観光振興に関すること
- (6) その他、地域活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について、連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項において合意した事項について、その具体的な推進方法及び役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず効力を失った後も、前項による守秘義務を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知が

あった場合を除き、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月24日

甲： 千葉県山武市殿台296番地
山武市
山武市長

松下浩明



乙： 千葉県千葉市中央区富士見町2-3-1
明治安田生命保険相互会社
千葉支社長

橋本守世

